

# 請願一覽表

(令和8年第1回定例会)

【2月議会】

秋田県議会事務局

## 総 括 表

委員会名	継 続	新 規	小 計
総務企画委員会	1	2	3
福祉環境委員会	0	0	0
農林水産委員会	0	1	1
産業観光委員会	0	0	0
建設委員会	0	1	1
教育公安委員会	1	0	1
合 計	2	4	6







<p>要 旨</p>	<p>条の自己決定権の一つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第750条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第24条にも反するものである。</p> <p>また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務付けている国は、日本のほかには見当たらないということである。この点は政府も国会答弁で認めている。</p> <p>そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務付ける法制度は国際的にも批判がなされている。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会からは、本年10月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとの勧告がなされた。このような勧告は実にこれで四度目である。</p> <p>そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、2022年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念が表明された。</p> <p>日本でのこれまでの法改正の試みとしては、1996年に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況である。なお、2015年12月16日の判決や2021年6月23日の決定で最高裁判所が民法第750条を合憲としているが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきである。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したもののなのである。</p> <p>近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されている。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されている。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしている。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できない。</p> <p>国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきである。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもある。</p> <p>以上の理由から、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと考える。そこで、別紙意見書を採択していただきたく請願を行った。</p>
<p>審査結果</p>	

## 【現 況】

### 1 国の見解等

法務省では、選択的夫婦別氏制度の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもと進められるべきとの見解を示している。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、選択的夫婦別姓制度について、「家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史も踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

また、旧姓使用の拡大については、同計画では、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことが明記され、令和元年の住民票やマイナンバーカード、印鑑登録証明書、運転免許証に加え、令和3年からはパスポートへの旧姓併記が認められている。

### 2 民法改正に向けた動き

平成8年2月に法務大臣の諮問機関である「法制審議会」が、選択的夫婦別氏制度も含めた民法改正案要綱を答申した。

平成21年には国連女子差別撤廃委員会において、差別的な民法の規定の改正を勧告する内容が示されたが、その後の平成23年5月の民法改正において、これに関連する内容は盛り込まれなかった。

平成27年12月16日の最高裁大法廷は、夫婦同姓とする民法の規定に男女の不平等はなく、家族が同じ姓を名乗るのは日本社会に定着しているとして合憲との憲法判断を初めて示した。ただし、この判決は選択的夫婦別姓を合理性がないと判断したものではなく、この種の制度のあり方は「国会で論じ判断すべき」という姿勢を一貫して示しており、令和3年6月23日の最高裁大法廷も同様の判断をしている。

令和7年5月30日の衆議院法務委員会に、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党は、それぞれ選択的夫婦別姓に関連する法案を提出し、同委員会で審議が行われたが、採決には至っていない。なお、同委員会で選択的夫婦別姓制度に関する法案の審議が行われたのは平成9年以来、28年ぶりである。一方で、同年10月には、自民党と日本維新の会との連立政権合意で、旧姓の通称使用の法制化案を令和8年の通常国会に提出する方針が明記された。

### 3 国の世論調査の結果

内閣府が実施している「家族の法制に関する世論調査」には、選択的夫婦別姓制度の賛否についての設問があり、その結果は次のとおりである。昭和62年時は、選択的夫婦別姓に対しては、反対の意見が多かったが、その後、徐々に賛成の意見が増加しており、直近の令和3年時の調査では賛成と反対が拮抗している。

	賛成	反対	備 考
1987（昭和62）年	13.0%	66.2%	
1996（平成8）年	32.5%	39.8%	
2001（平成13）年	42.1%	29.9%	通称使用を容認23.0%と合わせて初めて賛成派が過半数を超えた。 20～30代は男女とも51～2%が別姓に賛成となっている。
2006（平成18）年	36.6%	35.0%	
2012（平成24）年	35.5%	36.4%	
2017（平成29）年	42.5%	29.3%	
2021（令和3）年	28.9%	27.0%	賛成「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」 反対「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」

#### 4 経済団体の意見

公益社団法人経済同友会は、令和5年3月に、夫婦同姓が女性の職業活動上の不利益など経済社会に影響を及ぼすことや、個人の尊重と両性の実質的平等、多様な家族形態を認める社会の必要性に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入の早期実現に向けた要望書を国に提出した。

また、令和5年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、女性活躍の着実な進展に伴い、旧姓使用による弊害が生じていることや、現在の夫婦同氏制度が女性に相当程度の改姓による不都合を与える「間接差別」に当たる可能性があるとの指摘もあることを受け、選択的別姓制度の導入などを盛り込んだ提言書を公表した。

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------



**【現 況】**

寒冷地手当は、寒冷積雪地域に勤務する職員に対して、冬期間における暖房用燃料等が暖地の職員と比較し著しく掛かり増しになること及び寒冷積雪地域の民間事業所において同様の趣旨の手当が支給されている実情があることを考慮して設けられている手当である。

支給額は、寒冷地手当法第2条に規定されており、地域の区分及び世帯等の区分に応じて月額8,200円から29,400円までの範囲で定められている。また、支給対象地域は、寒冷地手当法別表に規定されている。

	現行 (R 7. 4. 1以降)	参考 (R 7. 3. 31まで)
国家公務員	<b>【支給対象外地域】</b> 男鹿市 <u>秋田市</u> 由利本荘市 <u>潟上市</u> にかほ市 <u>大潟村</u> 能代市 <u>三種町</u>	<b>【支給対象外地域】</b> 男鹿市 由利本荘市 にかほ市

下線部：R 6 人事院勧告に基づき、新たに支給対象外地域となった地域

※上記改正により新たに支給対象外となった地域に係る激変緩和措置として、2年間の経過措置を設けている。

<参考> 秋田県における寒冷地手当の支給対象外地域

令和6年10月7日の人事委員会勧告において、旧市町村単位で支給対象地域が指定された。また、支給対象地域に在勤する職員への支給に加え、当該地域に居住する職員にも支給することとされた。

	現行 (R 7. 4. 1以降)	参考 (R 7. 3. 31まで)
県職員	<b>【支給対象外地域】</b> 男鹿市 <u>秋田市 (旧秋田)</u> 由利本荘市 (旧本荘、旧岩城、旧由利、旧西目、旧大内) <u>潟上市 (旧天王)</u> にかほ市 <u>大潟村</u> 能代市 (旧能代) <u>三種町 (旧八童)</u>	<b>【支給対象外地域】</b> なし (県内全域で支給)

下線部：R 6 人事委員会勧告に基づき、新たに支給対象外地域となった地域

※上記改正により新たに支給対象外となった地域に係る激変緩和措置として、3年間の経過措置を設けている。

備考	採 択 年月日	令和 年 月 日
	不採択	



**【現 況】**

昭和31年に地方の道路財源を確保することを目的として創設された軽油引取税は、平成21年度の道路特定財源の見直しにより、目的税から普通税に移行され、使途制限が廃止された。

その際、目的税当時から講じられていた「課税免除」措置については、エチレンその他の石油化学製品の原料の用途に供する軽油を除き、「軽油引取税の課税免除の特例」として移行し、3年間の措置として存続された。

課税免除の対象については、平成21年度に道路特定財源から一般財源化されたことを踏まえ、道路の使用に直接関連しないことをもって一律に免税とする扱いではなく、基本的には特例措置を講じることによる政策目的の効果、各事業に与える影響、脱炭素に向けた取り組み等の観点から、時限措置が切れる都度に国の税制改正において免税措置のあり方が議論されている。

平成24年度税制改正において、特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免税額が経営規模に比して僅少な用途等（自動車教習所業、電気通信事業、放送事業など）を廃止し、その他については3年延長された。

その後も次のとおり、3年毎に対象事業等が縮減・廃止されるなどしながら継続しており、現行特例措置の期限は令和9年3月31日となっている。

**【平成27年度税制改正】**

免税額が僅少又は他の燃料への代替が可能な用途等（海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備など）を廃止

**【平成30年度税制改正】**

適用件数が僅少又は他の燃料への代替が可能な用途等（電気供給業のうち、ガスタービン発電装置の動力源用途及び地熱資源開発事業）を縮減・廃止

**【令和3年度税制改正】**

担税力のある事業者もある用途等（鉱さいバラス製造業など）を縮減・廃止

**【令和6年度税制改正】**

プレジャーボート（事業用でないレクリエーション用の船舶）を除外

（参考）令和6年度における本県の課税免除の概況

【単位：リットル、千円】

業 種	使用者数等（人）	免税数量	免税額	使用者1人当たりの免税額
索道事業	14	274,180	8,801	629
農 業	9,426	11,201,379	359,564	38
林 業	90	6,279,814	201,582	2,240
鉱物の掘採	36	4,986,965	160,082	4,447
木材加工業	40	1,281,400	41,133	1,028
鉄 道	2	2,039,340	65,463	32,731
船 舶	402	2,178,652	69,935	174
そ の 他	47	1,591,520	51,088	1,087
合計	10,057	29,833,250	957,647	95

※端数処理の関係で合計値と一致しない。

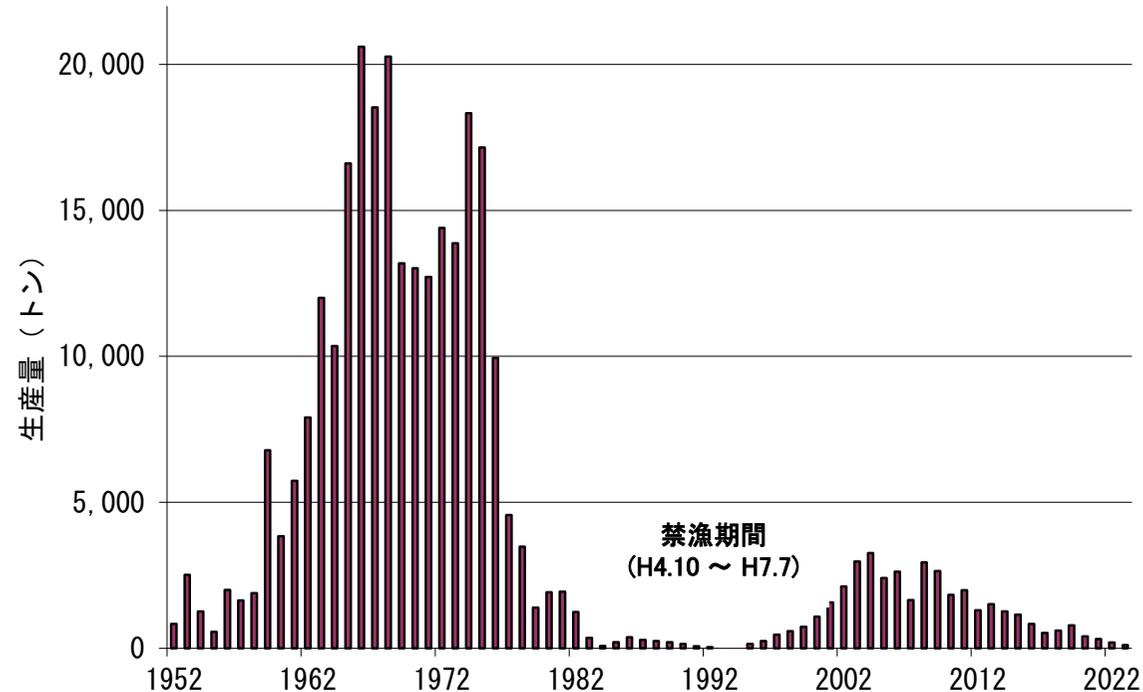
備 考	採 択	令和 年 月 日
	不採択	



## 【現 況】

### 1 ハタハタの漁獲量の推移について

禁漁明けの平成7年9月以降、平成16年漁期は3,000トンとピークに達した。その後は、減少傾向に転じ、平成28年漁期には1,000トンを下回り、令和7年漁期は5.7トン（令和8年1月31日現在）となった。



### 2 ハタハタに関する予算と人員について

#### (1) ハタハタに関する調査及び資源対策等について

ハタハタに関する調査については、記録で確認できるものでは大正2年から水産振興センターの前身である水産試験場で継続して実施しており、現在は「ハタハタ等重要魚種の漁場予測技術の開発」及び「我が国周辺水産資源調査」を試験研究課題としている。

#### (調査内容)

- ・ 漁業調査指導船「千秋丸」による資源量調査（秋田県沖合域で月10回程度実施）
- ・ 海洋環境観測（7, 8, 12及び1月を除く月1回秋田県沖合13定点で実施）
- ・ 卵塊調査（1～2月に県内7地区13定点で実施（藻場調査含む））
- ・ ICT技術を活用した海況情報等収集調査（民間漁船23隻に情報端末を設置し、出漁した場合はデータを取得）

資源対策については、平成27年度より「秋田のハタハタ漁業振興事業」を実施し、陸上に打ち上げられた卵等を活用したふ化放流を支援しているほか、ハタハタに関連した漁業調整や漁業取締活動も随時実施している。

(2) 予算について

令和7年度当初予算におけるハタハタ関連予算は、計3,230万円を計上している。

令和8年度当初予算におけるハタハタ関連予算は、計3,072万円を要求している。

	令和7年度予算 (万円)	令和8年度予算 (万円)
海 洋 調 査	1,270	1,242
漁 場 予 測 技 術 開 発	360	330
ふ化放流による資源対策	400	350
漁業調整・取締活動等	1,200	1,150
計	3,230	3,072

(3) 人員について

ハタハタに関連する業務は、水産振興センター資源部及び水産漁港課漁業管理チームが担当している。

	令和7年度の人員	令和8年度の人員
水産振興センター資源部 (うち「千秋丸」)	12名 (6名)	14名 (8名)
水産漁港課漁業管理チーム (うち「くぼた」)	12名 (5名)	12名 (5名)
計	24名 (11名)	26名 (13名)

備考

採 択  
年月日  
不採択

令和 年 月 日



	<p><b>6 一級建築士学科試験における出題範囲の適正化</b>  一級建築士学科試験（計画・環境設備）において、歴史的建築物の固有名詞や特殊用途（劇場・美術館等）に関する出題を制限し、実社会の通常業務に即した範囲への限定を求める。近年の試験では、実務上の必要性が低い著作物や都市計画の細部が頻出しており、受験者の負担を高めている。資格の本来の目的である「建築の専門家としての能力確認」に立ち返り、一般的実務に必要な知識に基づいた、より妥当性の高い出題形式への再考を要望する。</p> <p><b>7 設計製図試験における作図手法の現代化</b>  実務の主流であるCAD等による作図と乖離した鉛筆書きの技能を強いる現状の製図試験は、能力判定の手法として妥当性を欠いている。本試験は手書きの習熟度ではなく、計画等の妥当性を評価する場であるべきである。そのため、CAD受験の導入、あるいはフリーハンド作図をこれまで以上に許容し、その採点基準を明確にすることを求める。実務とかけ離れた作図技術の習得に要する負担を軽減し、設計思考能力を適切に評価する試験制度への転換を要望する。</p> <p><b>【請願理由】</b>  建築士試験は、建築の専門家としての能力を公的に認め、社会的に重要な業務を任せるに足る人材を選抜するための重要な制度である。しかし、昨今の建築業界を取り巻く環境の変化を鑑みると、現行の試験制度には改善の余地があると考えられる。</p> <p>また、秋田県は、全国でも特に深刻な建築士の慢性的な人手不足と高齢化に直面している。現在、県内の建築士事務所に所属する建築士の43.6%が高齢者であり、熟練技術者の引退が急速に進んでいる。その一方で、建築系卒業生の県外流出や受験者数の減少が顕著である。</p> <p>地域の建築士は、住宅や公共施設の老朽化対策、空き家対策、防災・雪害対策など、地域の安全・安心を確保する上で不可欠な多岐にわたる重要な役割を担っている。このまま新規資格者の補充が追いつかなければ、需要に対する供給が追いつかず、技術継承も困難となり、地域課題の解決や地域建設業の存続自体が危ぶまれる事態に陥る。</p> <p>よって、地域の安全維持と持続可能性のため、建築士としての専門的な能力水準を維持しつつ、意欲ある人材がより受験しやすい環境の実現に向けて、国に対し、建築士資格取得を促進するための試験制度の抜本的な改正を強く働きかけるために意見書を提出することを求める。</p>
<p>要 旨</p>	
<p>審査結果</p>	

## 【現 況】

### 1 建築士設計製図試験における受験回数制限の撤廃

- ・建築士試験に合格するためには、学科試験合格後に設計製図試験に合格する必要がある。
- ・学科試験合格の有効期間は5年間であり、最大3回まで学科試験が免除され、設計製図試験を受験することができる。

### 2 建築士学科試験への科目別合格制度の導入

- ・建築士学科試験に合格するためには、「総得点が合格基準点を超えていること」及び「科目ごとの最低点を満たしていること」の2つの条件を満たす必要がある。

参考 建築士学科試験の科目

一級建築士：計画、環境・設備、法規、構造、施工の5科目

二級建築士・木造建築士：計画、法規、構造、施工の4科目

### 3 一級建築士学科試験合格者への二級建築士製図試験受験資格の付与

- ・二級建築士試験に合格するためには、二級建築士試験の学科試験及び設計製図試験に合格する必要があり、一級建築士試験の学科試験合格者に対する、二級建築士試験学科試験の免除は行われていない。

### 4 二級建築士の受験資格及び実務経験要件の緩和

- ・建築実務の経験のみで二級建築士を受験する場合は、7年以上の経験が必要になる。
- ・建築に関する科目を修めなければ、高等学校を卒業したとしても、二級建築士の受験において7年以上の建築の実務経験が必要になる。
- ・建築士試験の受験時に7年以上の建築の実務経験があれば、合格後に免許の申請を行うことができる。

### 5 建築士及び建築設備士試験の合格率の引き上げ

- ・令和6年及び令和7年の合格者数及び合格率は次のとおりとなっている。

	一級建築士				二級建築士				建築設備士			
	令和7年		令和6年		令和7年		令和6年		令和7年		令和6年	
	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率
全国	3,988人	11.4%	3,010人	8.8%	4,645人	22.6%	4,680人	21.8%	563人	15.7%	732人	21.5%
秋田県	12人	11.1%	6人	5.5%	19人	19.8%	17人	13.1%	—	—	—	—

### 6 一級建築士学科試験における出題範囲の適正化

- ・建築士法施行規則において、一級建築士試験の学科試験は、「建築計画、環境工学、建築設備（設備機器の概要を含む。）、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工、建築積算、建築法規等に関する必要な知識について行う。」こととされている。

### 7 設計製図試験における作図手法の現代化

- ・設計製図試験は、鉛筆等を用いて手書きで作図する方法で行われており、パソコンを使って作図を行うCADソフトの使用は認め

られていない。

- ・国土交通省等は、毎年合格基準等採点のポイントを公表している。

参考1 令和7年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等（国土交通省）

空間構成、建築計画（環境・意匠）、構造計画、設備計画等が採点のポイントとされている。

参考2 令和7年二級建築士試験「設計製図の試験」合格判定基準等（公益財団法人建築技術教育普及センター）

設計課題の特色に応じた計画、計画一般、構造に関する理解等が採点のポイントとされている。

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------



要 旨	<p>こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願する。</p>
審査結果	

## 【現 況】

- 1 全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数7, 596人の改善を令和8年度予算において行っている。
- 2 本県の県立高校では、生徒数の減少や整備計画に基づき、基本の40人学級に加え、38人や35人学級も導入されており、35人学級はより望ましい教育環境を提供するものの、現行の高校標準法では学級定員の削減は教員数の減少につながるため、教育の質を維持するためには法改正による教職員定数の改善が不可欠であることから、この点について全国高等学校長協会においても文部科学省に要望しているところである。
- 3 令和3年4月1日施行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制の標準が40人（第1学年は35人）から、5年かけて学年進行により35人に段階的に引き下げられ、令和7年度で完了した。なお、公立中学校については、公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年4月1日施行）により、令和8年度から公立中学校の1学級定員が35人に引き下げられることとなった。中学校3年生までの段階的な35人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置するよう文部科学省に要望しているところである。
- 4 平成16年度から義務教育費国庫負担制度に「総額裁量制」が導入され、財源保障と教職員定数の弾力化が図られたほか、平成18年度からは、義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度が堅持されつつも、費用負担について国庫負担の割合は、それまでの2分の1から3分の1へと変更された。以降大きな変更はない。
- 5 令和6年12月25日に、文部科学省が中央教育審議会へ諮問した「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」では、次期学習指導要領の改訂へ向け、「教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策」が示されている。
- 6 公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年1月1日施行）により、教職の魅力向上し、教師に優れた人材を確保するため、教職調整額の水準を4%から10%まで段階的に引き上げることとした。また、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとした。
- 7 国・地方ともに、公務員の定年が、令和5年度から隔年で引き上げられることに伴い、定年が引き上げられる年度の退職者数が減少し、これにより翌年度の採用枠が減少する中であっても、新規採用者を一定程度確保するための特例的な措置（特例定員）が行われている。

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------